

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	五六
○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件	五六
○福島県資源管理方針を変更した件	五六
○林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件	五六
○道路の供用を開始する件	五六
○福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件の一部を改正する件	五六
○落札者を決定した件	五六
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	五六
○県営土地改良事業の工事が完了した件	五六
○浸水想定区域を指定した件	五六
○一般競争入札を行う件	五六

告示

福島県告示第六百八十一号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。
 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項の規定により、意見を提出することができる。
 令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社商報舎 代表取締役 佐藤 丈彦
東京都中央区銀座八丁目十五番十号
 - 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県二本松市隠里三百八十九番地 外六十一筆
 - 3 産業廃棄物処理施設の種別
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する最終処分場
 - 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (一) 汚泥
 - (二) 廃プラスチック類
 - (三) ゴムくず
 - (四) 金属くず
 - (五) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - (六) 鉱さい
 - (七) がれき類
 （これらのうち、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日
令和六年六月十日
- 6 縦覧場所
 - (一) 福島県北地方振興局県民環境部環境課
福島県福島市杉妻町二番十六号
 - (二) 二本松市役所市民部生活環境課
福島県二本松市金色四百三番地一
- 7 縦覧期間及び縦覧時間
令和六年十二月二十四日から令和七年一月二十三日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 二 意見書の提出に係る事項
 - 1 提出期限
令和七年二月六日
 - 2 提出先
福島県北地方振興局県民環境部環境課
福島県福島市杉妻町二番十六号
- 3 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）

- (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 対象事業の名称
- (三) 具体的な利害関係の内容
- (四) 生活環境の保全上の見地からの意見

(産業廃棄物課)

福島県告示第六百八十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和七管理年度(令和七年一月一日から令和七年十二月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 まあじ
 - 1 知事管理区分 福島県まあじ漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量
- 二 まいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量
- 三 かたくちいわし太平洋系群
 - 1 知事管理区分 福島県かたくちいわし太平洋系群漁業
 - 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(九万二千トンの内数)の全量

(水産課)

福島県告示第六百八十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和六年十二月二十四日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第六百八十四号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。

令和六年十二月二十四日

登録番号福島県五七八

福島県知事 内堀雅雄

- 一 氏名又は名称 風間 則子
- 二 住所 変更前 福島県いわき市常磐下湯長谷町二丁目八〇番地の二 ミカヅリ二〇一
変更後 福島県いわき市好間町上好間字空山一番地の四五 空山金成戸建二号
- 三 事業所の名称 風間種苗
- 四 事業所の所在地 変更前 福島県いわき市常磐下湯長谷町二丁目八〇番地の二 ミカヅリ二〇一
変更後 福島県いわき市好間町上好間字空山一番地の四五 空山金成戸建二号

(森林整備課)

福島県告示第六百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和六年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三九九号	いわき市平並木の杜三番地先から 同 市平並木の杜一番地先まで	令和六年十二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第六百八十六号

福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱を定めた件(平成八年福島県告示第三百二十号)の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

第二条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 懲役(刑法等)の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役をいう。又は禁錮(旧刑法第十三条に規定する禁錮

公告

をいう。)の刑に処せられた者は、改正後の第二条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑に処せられた者とみなす。

(審査課)

公告第230号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,100,800kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和6年10月16日
- 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 落札金額
149,489,335円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年9月3日

(施設管理課)

公告第二百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千八百九十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和七年一月十四日
- 五 届出年月日
令和六年十二月十六日
- 六 届出をした者
株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

公告第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、栗本地区に係る県単基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は令和五年三月二十八日完了したので公告する。
令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

公告第二百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、玉川、風来沢川、旧湯川、瀬川、大工川、金山川、不動川、大土川、沢川及び閘川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和六年十二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第234号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年12月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和7年5月1日から令和12年9月30日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
 - (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS (JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)) 認証を取得している者又は同一般財団法人が定めるプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年1月24日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局出納総務課
電話024-521-7555
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和6年12月24日(火)から令和7年1月24日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日まで及び同月13日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書は福島県出納局出納総務課ウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年2月7日(金)午後2時 福島県自治会館3階301会議室
 - (3) その他 郵送により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年2月6日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer Server for the Fukushima Prefectural Financial Accounting System including its delivery, installation, setting, adjustment and maintenance services 1 set
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 7 February 2025
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 February 2025
 - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Treasury Bureau,

Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7555

(出納総務課)